

ウムラの意味とその法的位置づけ

[日本語]

معنى العمرة وحكمها

[اللغة اليابانية]

ムハンマド・ブン・イブラーヒーム・アツ＝トゥワイジリー

محمد بن إبراهيم التويجري

翻訳者: サイード佐藤

ترجمة: سعيد ساتو

校閲者: ファーティマ佐藤

مراجعة: فاطمة ساتو

海外ダアワ啓発援助オフィス組織 (リヤド市ラブワ地区)

المكتب التعاوني للدعوة وتوعية الجاليات بالربوة بمدينة الرياض

1429 – 2008

islamhouse.com

⑥ウムラの意味と法的位置づけ

- **ウムラとは:**カアバ神殿の周囲をタワーフ¹し、サファーとマルワの丘²の間をサアイ³し、また頭髪を剃るか切るかすることで、アッラーを崇拝する行為です。

- **ウムラの法的位置づけ:**

ウムラは、一生に1度は行うことが義務付けられています⁴。年間通していつでも行うことが可能で、ハッジの季節⁵に行うウムラはそれ以外の時期に行うそれよりも優れています。尚、ラマダーン月（ヒジュラ暦9月）のウムラは、その報奨においてハッジのそれに匹敵すると言われています。

- **預言者（彼にアッラーからの祝福と平安あれ）はその人生において4度のウムラを経験していますが、その全てはハッジの季節に行ったものでした。それらは:**①アル=フダイビーヤのウムラ、②そのやり直しとしてのウムラ、③アル=ジュラーナのウムラ、④ハッジと共にに行ったウムラ、の4つです。その全てはズー・アル=カアダ月（ヒジュラ暦11月）に行われました。

- **ウムラにおける根幹的行為⁶は:**①イフラーム⁷、②タワーフ、③サアイの3つです。

- **ウムラにおける義務的行為⁸は:**①イフラームをミーカートから行うこと、②頭髪を剃るか切るかすることの2つです。義務的行為はその規定を知りつつ故意に放棄すれば罪となりますが、それによって犠牲のペナルティが課されることはなく⁸、ウムラも有効なものと思なされます。

- **タワーフが有効になるための条件:**

①ニーヤ（それを行うという意図）、②大きな穢れ⁹に冒されていないこと¹⁰、③アウラ¹¹を覆うこと、④7周すること、⑤カアバ神殿の黒石のある柱から開始し、そこで終了すること、

1 訳者注:「タワーフ」は巡礼（ハッジとウムラ）の諸義務行為の内の1つ。アッラーを崇拝するためにカアバ神殿の周囲を7回逆時計回りに廻ります。

2 訳者注:「サファーとマルワの丘」とは、マッカのハラーム・モスク内にある全長約400mの回廊を挟む2つの丘。

3 訳者注:「サアイ」とは、「サファーとマルワの丘」の間を「サファーの丘」から始めて3往復半することで、ハッジとウムラの根幹的行為の内の1つです。

4 訳者注:ウムラはシャーフイー学派とハンバリー学派では義務行為ですが、ハナフィー学派及びマリーキー学派ではスンナ（推奨される行為）です。

5 訳者注:つまりシャウワール月（ヒジュラ暦10月）、ズー・アル=カアダ月（同11月）、そしてズー・アル=ヒッジヤ月（同12月）の最初の10日間のことです。

6 訳者注:それを遂行しなければ、ウムラがそもそも成立しない根幹的義務行為のことで。

7 訳者注:詳しくは「③イフラーム」の項を参照のこと。

8 訳者注:義務的行為を1つでも放棄すれば犠牲のペナルティが課されるということにおいて、4大法学派は一致した見解を示しています。

9 訳者注:「大きな穢れ」とは、精液の発射、性交、月経や産後の出血などによって陥る状態のことです。

⑥カアバ神殿の周囲をきちんと回ること¹²、⑦神殿を自分の左側にして周回すること、⑧(義務の礼拝に阻まれるなどの) 正当な理由なしには、周回を中断させたりしないこと。

¹⁰ 訳者注：4 大法学派は、タワーフにおいて「大きな穢れ」のみならず「小さな穢れ(排便、放屁、熟睡や失神や酔酩などによる一時的な分別の喪失などによって陥る状態のこと)」からも清浄であることを義務付けています。

¹¹ 訳者注：「アウラ」とは人前で晒してはいけない体の部位で、男性のアウラはへそから両膝までで、男性に対する女性のアウラは顔と両手を除く全身ですが、その他にも諸見解があります。

¹² 訳者注：ゆえにタワーフの際は、カアバ神殿の北面に接する半円形の壁「ヒジュール・イスマーイール」の内側を通ってはなりません。というのもそれは元来カアバ神殿の中に含まれていた部分であり、それゆえその壁の中は神殿内部と同様であると見なされているからです。